

佐野国際特許事務所  
SANO&ASSOCIATES INTERNATIONAL PATENT FIRM

頼れるプロに、たよりたい。

<http://www.sanopat.jp/>



## ご挨拶



知的財産は、各企業等にとって極めて重要な財産であり、かかる知的財産を如何にして保護し、又、活用するかにより、企業が発展するか衰退するかが左右されるといっても過言ではありません。

私どもが、このような重要な知的財産の仕事に関われることは責任重大ですが、非常にやり甲斐のあることであり、喜びであります。私どもは顧客の要求に応えると同時に、喜ばれるようなご提案ができるよう努めております。

当特許事務所では、既に生まれている発明の明細書を作成し、特許出願して権利化を図る、いわゆる発明を育てる業務は勿論のこと、発明を生み出す段階においても、お客様のお役に立てるようにと考えております。

良い発明が生まれるか否かが企業の明暗を左右する時代、各企業共に良いアイデアを生み出す努力をしなければならないと思います。

勿論、良い発明を生み出すためには、発明者の能力が必要ですが、知的財産部門の協力も欠くことのできないものであります。

当事務所では、良い発明を生み出すためのご提案をすると共に、特許調査も行えるようにしております。

特許調査は、研究開発、特許出願、権利侵害等における特許戦略上非常に重要であり、特許調査の内容に基づき、開発動向が左右され、明細書の特許請求の範囲、特許異議申立理由、特許無効理由等が決定されるものです。

また、特許出願等における明細書作成にあたっては、発明者が創作した発明を如何に育てるか、即ち、当該発明を膨らませて出願できるように心がけております。

そのために、発明者との打合わせ時等に「このようなことも考えられるのではないのでしょうか」というご提案をできるように努力しております。

勿論、発明に関する技術分野をある程度理解している必要があります。

このような明細書作成、特許調査等は、それぞれ関連しているものであり、これらを一貫して行えることは、それぞれの仕事の質等を向上させることができるものであります。



## ご挨拶

一方、グローバル化が急速に進んでいる現在の、国際市場において質の高い識別された商品・サービスを提供していくことが重要となっております。

そして、かかる商品・サービスを顧客に対して識別、保証、広告する機能を有するものとして、商標の重要性が一層高まっています。

現に、優れた商品・サービスに付される商標は、いわゆる「ブランド」として国際的にも高い経済的価値を有すると評価されるようになっていきます。

このように、商品・サービスの個性や質の象徴としての商標を、企業は戦略的に活用しており、企業の国際展開に際しても簡易、迅速かつ低廉に商標の保護を図る必要性が高まっております。かかる観点から、当事務所では商標についてお客様の立場に立ったサービスをご提供できるよう努めてまいります。

例えば、商標出願時に適切な商標及び指定商品、役務のご提案ができれば、無用な出費をすることなく効果的に商標権を取得できるものです。

我々は、お客様の立場に立ち、微力ではありますが努力して行く所存であります。

佐野国際特許事務所  
弁理士 佐野 弘



## スタッフ紹介

### 所長 弁理士 佐野 弘

経歴	昭和 32 年	千葉県生まれ
	昭和 55 年	日本大学工学部機械工学科卒
	昭和 55 年	特許事務所入所
	平成 5 年	弁理士登録
	平成 7 年	同事務所退職
	平成 8 年	佐野国際特許事務所設立
専門分野	機械	
昭和 55 年から現在までの特許明細書作成分野		
自動車、自動二輪車(車体全般、艀装、装備品、エンジン等)、 製造技術(プレス成形、射出成形等)、建築(ユニット住宅等)、 半導体機器、土木機械等		
業務経験	昭和 55 年～	

### 顧問・商標部部長 安西 一雄

経歴	昭和 41 年	中央大学法学部卒
専門分野	商標、特許管理事務、出願方式事務	
業務経験	昭和 38 年～	

### 弁理士 石井 明夫

経歴	平成 5 年	早稲田大学法学部卒
	平成 16 年	東京理科大学工学部電気工学科卒
専門分野	情報通信、ソフトウェア	
業務経験	平成 5 年～	
資格	・弁理士 ・第3種電気主任技術者 ・応用情報技術者	



## スタッフ紹介

### 弁理士 保田 元希

経歴	平成 11 年	明治大学法学部卒
専門分野	商標、意匠	
業務経験	平成 21 年～	

### マネジャー 大平 章

経歴	昭和 57 年	京都大学農学部林産工学科卒
専門分野	メカトロニクス、建築・土木、制御、機械	
業務経験	昭和 63 年～	

### 磯部 毅

経歴	平成 9 年	立命館大学経済学部卒
専門分野	機械、制御、メカトロニクス	
業務経験	平成 10 年～	

### 七條 朗

経歴	昭和 59 年	関西学院大学理学部物理学科卒
専門分野	電子回路、半導体、情報通信	
業務経験	昭和 63 年～	



## 業務内容

当特許事務所は、主に7種類のサービスを行っております。

### 1. 発明、考案、意匠、商標の国内での権利取得業務

皆様が考えられた発明、考案、意匠(デザイン)、商標(ネーミング、サービスマーク等)の権利化を図ります。

皆様からの御依頼により、特許庁へ各種出願書類を提出し、権利が得られるまで、皆様の代理人として特許庁に対する手続きを行います。

より強い権利を取得するには、ノウハウが必要であり、我々は常により強い権利が取得できるよう努力致しております。

勿論、発明等の内容によっては権利を取得できない場合もあります。

### 2. 発明商標等の外国での権利取得業務

各国の現地代理人を通してその国へ特許、商標出願を行います。産業財産権は属地主義を採用しているため、権利を取得したい国毎に出願しなければなりません。

また、国際特許出願(PCT出願)による特許権の取得、商標の国際登録出願(マドリッド協定)による商標権の取得を行うことができます。

### 3. 特許、実用新案、意匠、商標の調査業務

1.事業を実施するとき、その製品や製品名等が他人の所有する権利に抵触するか否か等を調査して、侵害を未然に防止する必要があります。

2.特許出願等や研究開発する場合にすでにその技術等が出願されているか否か調査して重複出願や重複研究を防止する必要があります。

3.他人の瑕疵ある特許権等を消滅させるために先行技術文献等の調査が必要になる場合があります。

このような場合、パテント G メン(特許 G メン)®が調査を行います。

### 4. 特許等の鑑定業務

自社の実施している技術が他社の保有する特許権等に抵触するか、又は、その逆の場合等に相当するか否かの鑑定を行います。

侵害事件ではこの鑑定の判断によって対処方法が左右されるため極めて重要です。



## 業務内容

### 5. 商標について

商標権を取得するためには、どのような商品やサービス(役務)に、どのような商標を使用するかを決定して特許庁に商標登録出願を行い、特許庁の審査にパスすると商標権が取得できます。

商標権を取得すると独占的な使用権が生じますので、第三者がその商標権に含まれている商品やサービス(役務)について、その商標と同じか似ているものを使用した場合には、使用の差し止めや損害賠償の請求をすることができます。

### 6. パテントリエゾンマンの派遣

弊所では技術者の右腕となる「特許リエゾンマン」(弁理士のアシスタント)を技術者のいる所まで出張させるサービスをしています。

このサービスは、既存のクライアントから大変重宝がられている実績のあるものです。

その趣旨は技術者を発明に専念させることにあります。発明を発明提案書にまとめる面倒な仕事は、「特許リエゾンマン」がマン・ツー・マンで引き受けます。

もし、貴社が以下のような問題を抱えていらっしゃるのであれば、今すぐご連絡を下さい(リエゾンマンの人数に限りがあるので、お早めに！)。

私たち「特許リエゾンマン」が技術者のいるところまで出張いたします。

### 7. 特許管理に関するコンサルタント業務



# 事業所案内

<p><b>事務所名</b></p>	<p>佐野国際特許事務所 <a href="http://www.sanopat.jp/">http://www.sanopat.jp/</a></p>
<p><b>設立年月</b></p>	<p>平成 8 年 1 月設立</p>
<p><b>事務所方針</b></p>	<p>各御依頼者の要求に適切にお応えし、サービスの向上に努めると共に、事務所構成員の人格形成を図ることを目的とする。</p>
<p><b>クライアント業種</b></p>	<p><b>特許関係</b> 電気機器関連 輸送用機器関連 情報通信関連 精密機器関連 建設関連 その他</p> <p><b>商標関係</b> アパレル IT 企業 銀行 その他</p>
<p><b>事務所住所</b></p>	<p>〒104-0042 東京都中央区入船 1 丁目 2 番 9 号八丁堀 MF ビル 9F TEL 03(3206)2731/ FAX 03(3206)2732</p>

